

## 新興感染症対策への実効性ある支援について

新型コロナウイルス感染症の発生以来、各地方公共団体においては、住民の安全・安心な生活を守るため、全力で対応にあたってきた。一方、感染症への対応については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）等において、法制度上の権限や役割等が定められている中で、医療提供体制の確保に係る都道府県・保健所設置市の権限や財政措置等について課題もあった。

こうしたことを受け、国においては感染症法が一部改正され、都道府県・保健所設置市・医療関係者等が平時・非常時における役割分担や連携のあり方を議論・協議する「連携協議会」の創設や、「予防計画」の策定が規定されるなど、新興感染症発生時の権限や役割の明確化については、一定の方向性が示されている。

「予防計画」に定める医療提供体制や検査体制等の数値目標などに基づき、新興感染症発生時に円滑に機能する仕組みを構築し、都道府県、保健所設置市等の各主体が役割に応じて平時から適切な対応を実施するとともに、安定的かつ持続可能な地域の医療提供体制を確保していくためには、財政的な裏付けが不可欠である。

国は、医療機関等に対する財政支援などについて方向性を示しているものの、十分ではない。さらに地方債の特例規定の創設など、地方公共団体の負担について不明確な点がある。感染症への備えは、地域によって差が生じるべきではなく、人口が集中する首都圏において、新興感染症への適切な対応を実施するためには、地域の実情に応じて、都道府県や市区町村が独自に実施する取組も含め、十分な財政措置を講じる等、真に実効的な財政措置とする必要がある。

については、次の事項について要望する。

- 1 新興感染症への対応にあたっては、人口が集中する首都圏特有の課題を踏まえ、迅速な対応が図れるよう、平時から十分かつ柔軟な財政措置を実施すること。

2 新興感染症に対応するための財政措置に係る額の決定にあたっては、  
地方公共団体や医療機関等の実状や実績に十分配慮した支援とすること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 武 見 敬 三 様

九都県市首脳会議

座 長 神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
横 浜 市 長	山 中 竹 春
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎